

人権尊重に関する取り組みの現状と課題について

②-1 : JPEA 人権尊重に関する取り組み内容について

	日程	テーマ	狙い
	2024年10月30日 ……済 (JPEA HP会員専用サイトに資料掲出)	人権方針の策定・公表について 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 根本剛史弁護士	人権方針作成に全く着手していない企業向けのキッカケ作り。
ソーラーウィーク2024 CSRセミナー			
①	2024年11月11日 10:00-11:00 (オンライン)	ビジネスと人権に係る国内外の動向 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 長岡隼平弁護士	人権尊重の取組みの必要性をご認識いただく。
②	2024年11月11日 11:00-12:00 (オンライン)	人権尊重に関する取り組みの現状と課題について 1.JPEA 人権尊重に関する取り組み内容について JPEA CSR委員会(山谷) 2.会員の取り組み事例 ・国内メーカー：京セラ株式会社 東京事業所 労務対策推進課 小柳 大尚様 ・海外メーカー：LONGi Solar Technology株式会社 マーケティング シニア マネージャー 小林圭吾様	JPEA CSR委員会の活動内容についてご紹介すると共に、国内・海外の会員企業から自社の取り組みのご紹介をいただき、聴講者の参考にしていただく。

一般社団法人 太陽光発電協会

CSR委員会 山谷

2024年11月11日 SOLAR WEEK 2024 CSRセミナー②(11:00-12:00)

人権尊重に関する取組みの重要性

太陽光発電産業に係る企業は、温室効果ガスへの影響が少ないエネルギーの生産、エネルギー安全保障の向上、雇用と経済発展の創出等を通じて、顧客に持続可能な製品やサービス等を提供している。

しかし、こうした取組は、持続可能な社会の実現における企業の役割の一部に過ぎない。

企業は、労働者の人権はもちろんのこと、地域社会やその他の利害関係者の権利を尊重し、事業運営を安全で環境に配慮したものにする等、社会と環境に与えるあらゆる影響を緩和し、管理する責任を負っている。

人々が手にする多くの製品は、その原材料や部品の調達においてグローバル化が進展している。その中で、一部の企業はサプライチェーン上の人権等を軽視し、人々の生活に負の影響を与えていることが明らかになっており、特に1990年代以降、先進国のグローバル企業が途上国で事業展開するに当たって、強制労働・児童労働等の事例が数多く報告されるようになった。

こうした状況を背景に、企業を取り巻くステークホルダーから、企業が人権尊重等の取組に真剣に向き合う必要があるとの要請が高まってきた。

2011年：国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持

国家の人権保護義務・企業の人権尊重責任・救済へのアクセスという3本柱3を規定しており、国家と企業とが相互に補完し合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが求められた

2011年：OECDによる「OECD 多国籍企業行動指針」改訂

2017年：ILOによる「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO 多国籍企業宣言)」改訂

2020年：日本政府は「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定

企業による権デューディリジェンス実施についての期待と共に、国家等の関与の下で人権侵害が行われている場合には、日本政府に期待される役割を果たしていくことを表明

2021～2022年、米欧では法規制によって企業に人権尊重を義務付ける動きが活発化

2022年1月21日：JPEA「持続可能な社会の実現に向けた行動指針」発表

会員企業が太陽光発電産業における社会的責任を果たすと共に、人権の尊重、持続可能なサプライチェーンの構築に向けて、中立・公平を遵守した事業活動の規範となる指針

2022年9月：日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」発表

(ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)

2022年10月：JPEA「太陽光発電産業の人権問題に関する取り組み宣言」発表

政府が策定した人権ガイドライン等を尊重し取り組む旨を宣言

政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえた事業活動の重要性を改めて示すとともに、企業に求められる人権尊重の取組促進を目的として

2023年4月：「太陽光発電産業のサプライチェーン等における人権尊重に係る取組ガイダンス～実践の手引～Ver 1.0」を策定・公表

2023年8月：英語版ガイダンス「Guidance on Efforts Related to Respect for Human Rights in the photovoltaic Industry Supply Chain, etc. ~ Guidance on Practice ~ Ver 1.0」を策定・公表

2023年9月 CSR委員会発足

国際的な動き

JPEAの活動

CSR委員会発足の背景について

〔根本思想はサステナビリティ〕

究極の到達目標であるサステナビリティをすべての根底にある「根本思想」と位置付け。サステナビリティを阻害する要因である社会的課題を解決するには、企業の立場から見れば、CSR(経営リスク的側面)とCSV(ビジネスチャンスの側面)の両面がある。

ESG : UNPRI(国連責任投資原則)公表(2006年)

CSR : ISO26000「社会的責任の手引き」の発行(2010年)

CSV : (共有価値の創造)はマイケル・ポーター教授の提唱(2011年)

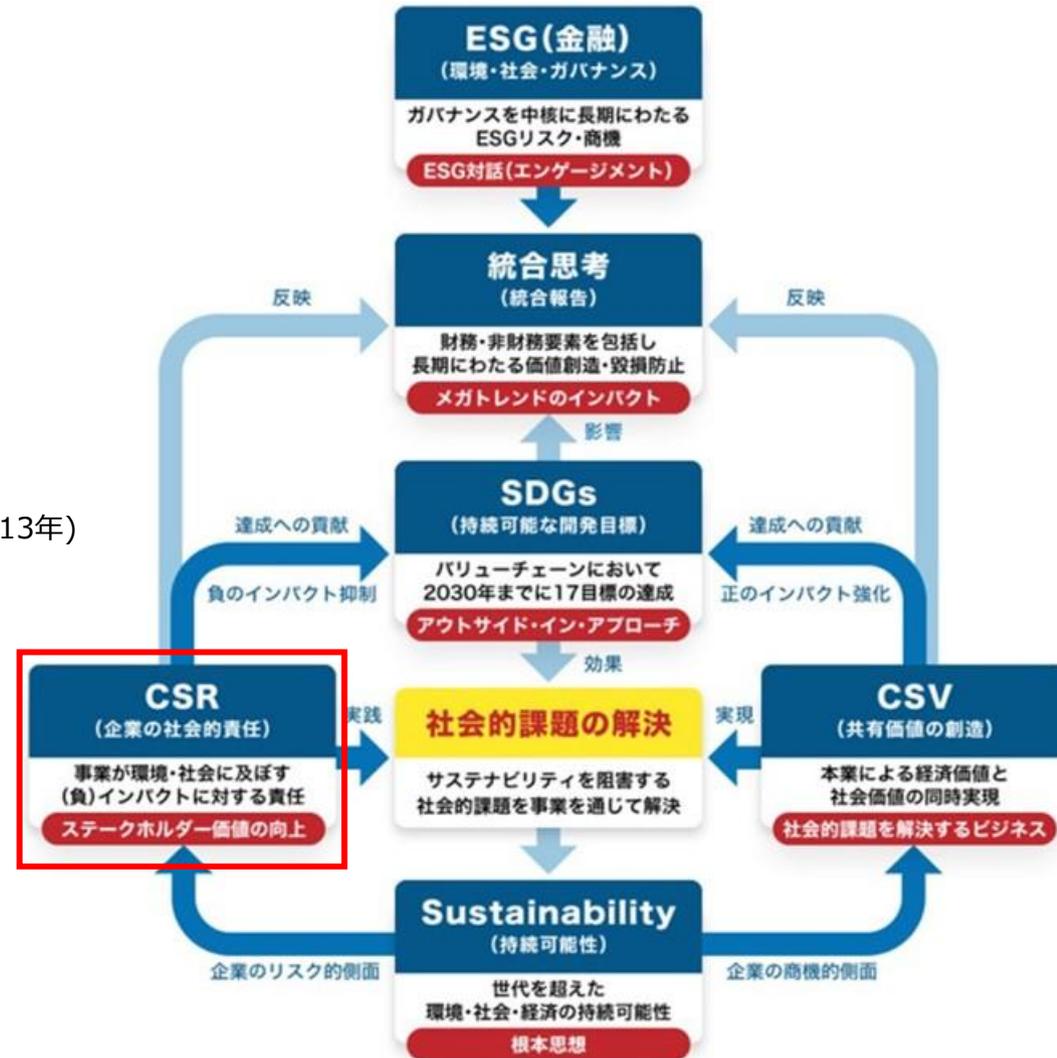
SDGs : 国連総会での採択(2015年)

統合報告(あるいは統合思考) : IIRC(国際統合報告評議会)提唱(2013年)

企業の立場からは、根底には「Sustainability」があり、手段としての「CSR・CSV」を活用し「SDGs」達成に貢献し、「ESG対話」と統合して、企業の「統合思考(報告)」に貢献するという図式になる

〔CSR〕

ISO26000によるCSRの定義は、「**企業の意思決定と事業活動が、環境と社会に及ぼすインパクトに対する責任**」。コンプライアンスや単なる社会貢献活動とは異なる。そこで、自社の事業や製品が社会的課題の原因となっていないかを自問する必要がある(CSR デューデリジェンス)。



サステナブル・ブランドジャパン, 【統合思考経営4】「統合思考」に至るサステナビリティ概念の位置関係より抜粋
https://www.sustainablebrands.jp/sbjlab/newscolumn/detail/1196094_2675.html

企業を取り巻くサステナビリティ経営への対応環境（法規制や通商規制）の変化は早く、**当面は人権DDに注力するものの、更に広い分野も視野に入れる必要があると考えられることから、当委員会の名称を『CSR委員会』とすることとした。**

人権尊重への取組促進のためには継続的な働きかけが必要

今後、JPEA取組ガイダンスの実効性を担保・強化するため、以下の活動が重要と考えられる。

- ① **各企業での人権デュー・ディリジェンス実施促進のため施策実施（進捗状況把握等）**
- ② 会員企業やそのサプライヤー等が本取組ガイダンスを参考に進めていくうえで疑問が生じたり新たな課題やニーズが生じた場合の対応
- ③ 太陽光発電産業に係る企業は、日本国内のみならず世界各地における自社・グループ会社のサプライチェーン等における人権に対する負の影響に注意を払わなければならない、**政府方針や国際的な太陽光発電業界の動向等を踏まえた見直し**
- ④ **研修会やセミナー**等を通じて企業における、より具体的な行動変容の促進
- ⑤ 政府およびCSR関連団体・機関との連携

委員会体制と取組内容について

活動目的

CSR（Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任）に係わる業界共通の諸課題に対処するとともに、CSRに関する調査、研究、普及および対外的な提言などを行う。

活動内容

個社では十分に対応しきれない太陽光発電に係る企業共通のCSR課題に関する活動を実施

CSR全般への理解促進

- ・研修・セミナー等を通じたCSRに対する意識向上・啓発のための最新動向の把握
- ・米国・EUその他を含む国内外のサステナビリティ政策動向調査

人権デューデリジエンスの実施促進

- ・各企業での人権デューデリジエンス実施促進のため施策検討

ガイドラインの改訂

- ・JPEA 人権ガイダンスのメンテナンス
- ・国内外の政策動向を考慮しての改訂検討

政府およびCSR関係団体・機関、他業界団体との連携

- ・政府およびCSR関連団体・機関からの問合せ・協力依頼等に対する対応
- ・OECD、ILO他との連携
- ・織産連、JEITA等、他業界団体との意見交換

上記のポイントを活動の4本柱とすることとした。

JPEA CSR委員会の構成

内容

委員会名 : CSR委員会

委員長 : 小谷野理事 (京セラ)

JPEA窓口 : 山谷 (企画部長)

構成委員 : コアメンバー : 当初は幹事会会員 + セル・モジュール会員から募集

シャープ株式会社、ソーラーフロンティア株式会社、トリナ・ソーラー・ジャパン株式会社、パナソニック株式会社、株式会社エクスル、株式会社カネカ、京セラ株式会社、積水化学工業株式会社、トリナ・ソーラー・ジャパン株式会社、カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社、J Aソーラー・ジャパン株式会社、LONGi Solar Technology株式会社 (11社 ; 2024年10月末時点)

(参考) JPEA会員 (セル・モジュールメーカー(16社))

株式会社カネカ
 ソーラーフロンティア株式会社
 京セラ株式会社
 シャープエネルギーソリューション株式会社
 パナソニック株式会社
 長州産業株式会社
 First・Solar・Japan合同会社
 LONGi Solar Technology株式会社
 JAソーラー・ジャパン株式会社
 トリナ・ソーラー・ジャパン株式会社
 カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社
 ジンコソーラー・ジャパン株式会社
 ハンファジャパン株式会社
 サンテックパワー・ジャパン株式会社
 WWB株式会社
 リープトンエナジー株式会社

委員会内組織

※ゆくゆくはCSR委員会の下、下記TFを組成し、参加企業から選出したリーダーの下、活動を目指す。

CSR委員会

CSR全般への理解促進、政府およびCSR関係団体・機関対応、各TF活動の全体調整

CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) に係わる業界共通の諸課題に対処するとともに、CSRに関する調査、研究、普及および対外的な提言などを行う。

教育・啓発 TF

…教育・啓発活動 (研修・セミナー等)

※直近では、11月のソーラーウィークでのセッション内容

動向調査 TF

…他業界との意見交換

※織産連、JEITA他の業界団体、JETRO他

ガイドライン TF

…取組ガイドランスの改訂

※海外動向ウォッチング + 改訂作業

人権DD促進 TF

…JPEA会員企業の人権DD取組促進

いきなり左記のTFを立ち上げるのではなく、CSR委員会の中で、その必要性について議論しながら活動を検討して行く予定。

2023年度の活動概要は以下の通り。

- ・新疆ウイグル自治区問題についての理解促進
- ・ソーラーウィーク2023 CSRセミナーの実施
- ・人権DD取組状況把握（アンケート）と分析結果公表方法の検討
- ・JPEAホームページへのCSR活動サイト開設
- ・人権方針策定・公表／人権DD取組促進のための指標の検討

2024年度の活動経過は以下の通り。

- ・CSR委員会の活動方針の検討と合意
- ・JPEAホームページへのCSRサイトの改訂
- ・今後の活動計画について

以降のページで概要をご報告いたします。

新疆ウイグル自治区問題についての理解促進

2023年度第1回CSR委員会で、人権方針策定・公表／人権DD実施の重要性を確認し、負の影響の特定は必要だが、**太陽光発電関連産業で懸念が示されている新疆ウイグル自治区問題の正しい理解（国内外の各種機関からの報告、米国ウイグル強制労働防止法の理解等）から入ることとし、第2回CSR委員会にて、以下に示す内容にて事務局より説明・質疑応答を行った。**

- ・ビジネスと人権に関する各国法制
- ・米国 ウイグル強制労働防止法（UFLPA）の理解
 - ・ILO,NGO等からの報告事例について
 - ・米国における通商規制（輸入規制）について
- ・UFLPA企業リストの更新版（Entity List）の確認

（参考）

- ・人権は政治問題「だけ」であるという一面的な捉え方をしない
- ・「政治問題だから企業は関係ない」とは直ちに言えるものではないことを理解する
- ・政治的にどうかとは関係なく、人権尊重責任を果たす真摯な取り組みを行う

（湯川雄介著、「人」から考える「ビジネスと人権」,P148より引用）

ビジネスと人権に関する各国法制（2023年11月時点）

管轄	枠組・法制度等	制定/施行年
EU	非財務情報開示指令（CSRDの前身）	2014年/2018年
	紛争鉱物資源に関する規則	2017年
	金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連の情報開示に関する規則	2019年/2021年
	欧州グリーン・ディール	2020年
	EU グローバル人権制裁制度	2020年
	EU タクソミー規則	2020年
	新 EU 輸出管理規則	2021年
	サプライチェーンにおける強制労働問題に対処するためのデュー・デリジェンス・ガイダンス	2021年
	企業持続可能性報告指令（CSRD）	2022年/2023年
	企業持続可能性・デュー・デリジェンス指令案	2022年（審議中）
強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案	2022年（審議中）	
英国	2015年英国現代奴隷法	2015年
フランス	企業注意義務法	2017年
ドイツ	サプライチェーンDD法	2021年/2023年
オランダ	児童労働注意義務法	2019年（未施行）
	責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案	2021年（審議中）
ノルウェー	透明性法	2021年/2022年
スイス	紛争鉱物と児童労働に関するデュー・デリジェンスと透明性に係る施行令	2022年
米国	1930年関税法307条	1930年
	2010年カリフォルニア州サプライチェーン透明法	2010年/2012年
	ウイグル強制労働防止法	2021年
オーストラリア	現代奴隷法	2019年

ドイツはサプライチェーンDD法というのが施行されているが、一方でEUでは「企業持続可能性DD指令案」や「強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案」が2022年に提出され現在審議中（理事会と欧州議会で主張に開きがあり合意には時間がかかりそうだと聞いている）。また、EUの考えと各国の法制の足並みが揃わず不公平感が出ているという話も聞く。JPEAガイダンス改訂に関連（次回以降）

←今回

西村あさひ法律事務所共著、「ビジネスと人権」の実務,P114~P115より抜粋

Entity List（2024年10月02日更新）

新疆ウイグル自治区内において、強制労働による商品、製品、物品、商品の採掘、生産、製造の全部または一部を行う事業体

メンバーを新疆から募集、輸送、移送、収容、または受け入れるために新疆政府と協力している事業体

新疆から、または新疆政府もしくは新疆生産建設兵団とともに働く人物から材料を調達する施設および団体

The screenshot displays the UFLPA Entity List interface, which includes a search bar, a list of entities with columns for Name, Address, and Status, and a detailed view of a specific entity. The detailed view shows the entity's name, address, and a list of its products and services, along with a description of the entity's activities and the reasons for its inclusion on the list.

ソーラーウィーク2023 CSRセミナーの実施

太陽光発電が国と地域に大きな便益をもたらす自立した基幹エネルギーとなるために不可欠な、「住民・国民によるPVへの正しい理解と支持の醸成」、並びに「責任ある事業者（太陽光発電のバリューチェーン全体に関わる国内の幅広い事業者）としての意識向上と新しい事業モデルへの移行加速化」に寄与することを目指すことを目的に、ソーラーウィーク2023（2023年11月7日（火）～15日（水））を開催した。11月7日～11月9日は東京国際フォーラム(有楽町)にて「JPEAシンポジウム」を実施したが、これに引き続いて「JPEAセミナー」と称した各種セミナーをオンラインにて開催した。CSR委員会からは、11月7日に下記テーマでオンラインセミナーを実施した。

- 09:30-09:35 JPEA CSR委員会発足のご紹介と今回の講演テーマについて
(JPEA 企画部長 山谷 宗義)
- 09:35-10:35 「サステナビリティ経営の戦略法務－「人的資本」開示の実践に関する留意点等－」
(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 安井 桂大弁護士)
- 10:35-11:35 「人権問題と企業の人権デュー・ディリジェンスへの対応」
(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 根本 剛史弁護士)
- 11:35-12:00 「JPEAの人権問題対応取組のこれまでと今後について」
(JPEA 企画部長 山谷 宗義)

今回は、JPEAで発足したCSR委員会の報告を行った上で、サステナブル経営と人権DD対応に関する講演＋JPEAのこれまでの取組と今後の活動方針についての説明を行うという構成とした。取組ガイダンスを公表して間もないことから、会員企業等のベストプラクティス講演等は、会員企業の取組状況を把握した後の方が妥当と判断し次回の機会に回すこととした。

人権DD取組状況把握（アンケート）と分析結果

人権デュー・ディリジェンス実施促進の対策を検討するためには、会員企業様の取組の現状把握から活動を開始したいと考え、以下に示した内容でJPEA会員窓口宛にアンケートへの回答協力をお願いした。

1) アンケート内容

取組ガイダンスの各項目に沿って、○・・・実施済、▲・・・検討・調査中、×・・・未着手、－・・・非該当を選択していただく方式で実施した（図4参照）。

2) アンケート回収

2023年10月16日に、JPEAの全会員（128社）向けにアンケート協力をお願いメールを配信。その後、同年11月10日にリマインドした結果、27社から回答を得た。

3) 結果と分析

今回のアンケート結果からは、下記のこと分かった。

【人権方針策定について】

- ・人的・経費的リソースがさける規模の企業の人権方針策定・公表比率は高く、取組が進んでいる一方で、リソースをさく余裕のない中小企業の策定・公表率は低く、企業規模に依らない取組の検討が必要

【人権DDの取組みについて】

- ・人権方針の策定・公表が出来ていない企業のDD実施率は低い
- ・契約解除の条項を盛り込んだ契約を締結している企業も少ない
- ・その他意見として、人権DDには取り組んでいるものの、手法や効果について疑問に感じている企業が多い一方で、海外メーカーはしっかり取り組んでいる印象

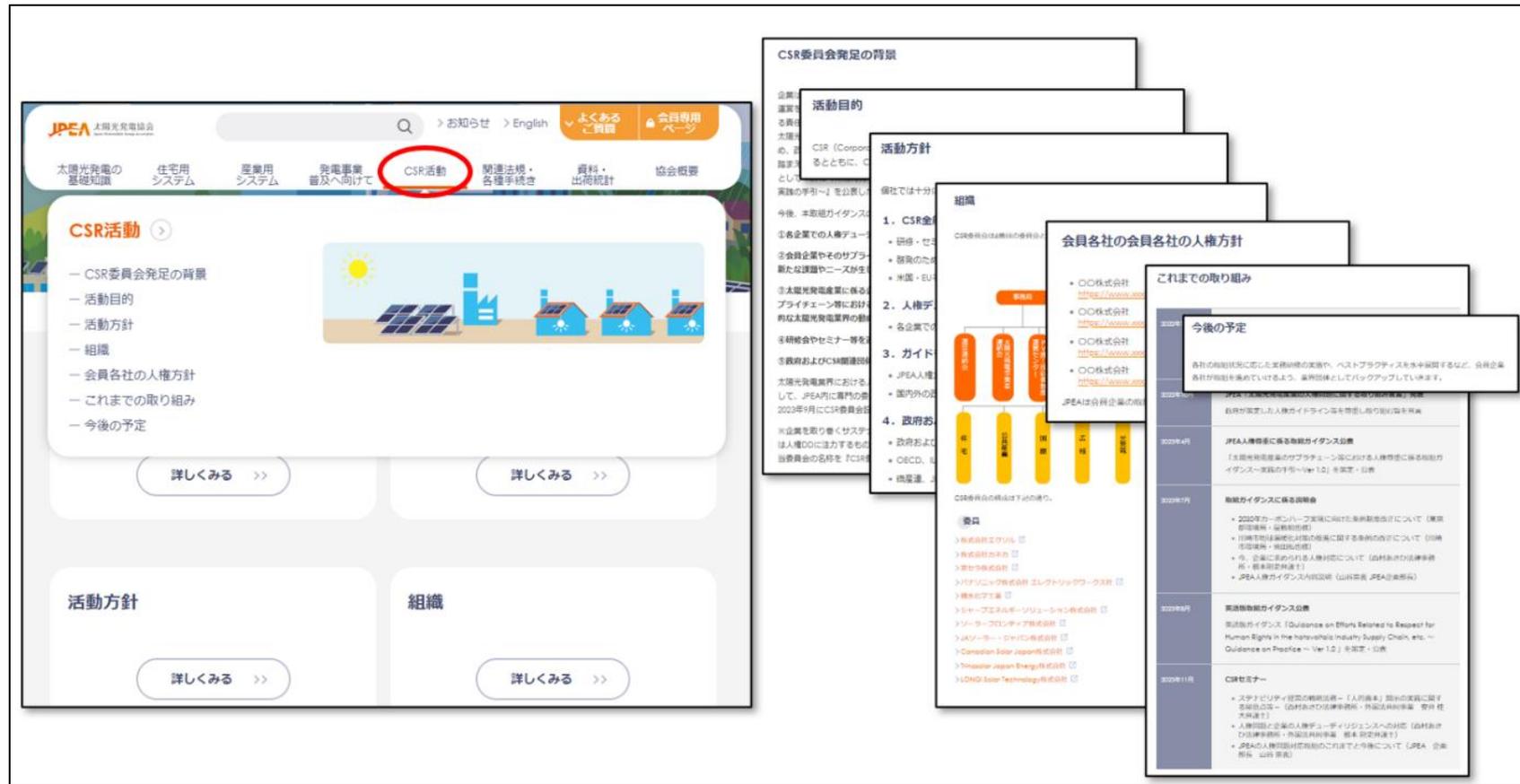
項目	該当チェック
① 人権方針の作成・事業方針への反映・公表	
(1) 人権方針を作成している	
(2) 組織内事業方針・手続きへ反映している	
(3) ホームページ等で人権方針を公表している	
② 人権DDの実施：負の影響の特定・評価	
(1) リスクが重大な事業領域の特定が出来ている	
(2) 負の影響の発生過程の特定が出来ている	
(3) 負の影響と企業の関わりの評価が出来ている	
(4) 負の影響の優先順位付けが出来ている	
③ 人権DDの実施：負の影響の防止・軽減	
(1) 取組に当たっての責任部署・責任者が明確になっている	
(2) 契約を結ぶ前に、強制労働等の有無をサプライヤー等に確認するプロセスを持っている	
(3) サプライチェーンで強制労働等が確認された場合、サプライヤー等による是正措置を実施することや是正措置を取らなかった場合に、契約の解除を行うこと等を盛り込んだ契約を取り交わしている	
(4) 人権への負の影響の類型に応じた措置を検討している	
④ 人権DDの実施：取組の実効性の評価	
(1) 従業員・サプライヤー等へのヒヤリングを実施している	
(2) あらかじめ質問票を作成し、これを活用している	
(3) 定期的な現場訪問を実施している	
(4) 監査・第三者による調査を実施している	
(5) 現場訪問の際に人権の視点を盛り込んでいる	
(6) 評価結果を活用して、負の影響防止・軽減への効果確認を行っている	
(7) 評価結果を活用して、より効果のある対応策を検討している	
⑤ 情報開示	
人権方針を企業全体に定着させるために講じた措置、重大リスク領域、重大な負の影響又はリスク、優先順位付けの基準、リスク防止・軽減の対応に関する情報、実効性評価に関する情報等について説明・開示している	
(1) 先順位付けの基準、リスク防止・軽減の対応に関する情報、実効性評価に関する情報等について説明・開示している	
(2) 自社の事業が人権への重大な負の影響を引き起こすリスクがある場合は、その負の影響への対処方法について説明している	
(3) 一般に公開する方法として、ホームページに掲載することや、統合報告書、サステナビリティ報告書、CSR 報告書、人権報告書等を通じて行っている	
(4) 人権DD のいずれの過程を行っている時にも、随時情報を公開している	
⑥ 定期的な見直し	
(1) 人権方針の見直しや人権DDを少なくとも年1回実施している	
※その他ご感想等（当てはまる項目がありましたら、○をご記入ください）	
(1) 人権問題として捉えられる範囲が広過ぎる（環境問題、気候変動までも対象とするのか）	
(2) DDの実施が求められていることは認識しているが、実際にどこまでやるのが適切なのが分からない	
(3) サプライヤーの数が多く、DDの範囲が広すぎる	
(4) DDを行う予算や人的資源が少なく、取り組みない	
(5) その他ご意見（自由記入）	

CSR Questionnaire Format 2301

今後、定期的に(少なくとも年1回)アンケートを実施し、活動の成果をレビューし、今後の活動に反映する予定

JPEAホームページへのCSR活動サイト開設

2024年2月28日、JPEAホームページにてCSR活動サイトを開設した。構成は下図の通り。
<https://isolate.menlosecurity.com/1/3735925831/>
<https://www.jpea.gr.jp/csr/>



The image shows a screenshot of the JPEA website's CSR activity page. The page is titled "CSR活動" and features a navigation menu with options like "お知らせ", "English", "よくあるご質問", and "会員専用ページ". The main content area is divided into several sections, each with a "詳しくみる" button:

- CSR活動
 - CSR委員会発足の背景
 - 活動目的
 - 活動方針
 - 組織
 - 会員各社の人権方針
 - これまでの取り組み
 - 今後の予定
- 活動方針
- 組織

Callout boxes provide detailed information about these sections:

- CSR委員会発足の背景**: Discusses the background of the CSR committee's establishment, mentioning the importance of CSR for companies and the need for a unified approach across the industry.
- 活動目的**: States the goal of promoting CSR activities and contributing to society through the power industry.
- 活動方針**: Lists key areas of focus: 1. CSR promotion, 2. Human Rights, 3. Guidelines, and 4. Government cooperation.
- 組織**: Shows the organizational structure, including the CSR committee and various working groups.
- 会員各社の会員各社の人権方針**: Lists the human rights policies of member companies, such as OJSC, OGC, OEC, and OTE.
- これまでの取り組み**: Provides a timeline of past activities, including the establishment of the CSR committee and the release of guidelines.
- 今後の予定**: Outlines future plans, such as the implementation of the CSR committee's activities and the release of a human rights policy.

人権方針策定・公表／人権DD取組促進のための指標の検討

政府の人権尊重ガイドラインやJPEAのガイダンスに沿った人権デュー・ディリジェンスの実施を進めていく上での大きな課題は、**負の影響の特定をどのレベルにまで深掘するか、またそれをどのように実施し、調査結果をどのように評価するか**であると考えられる。これは**大量のサプライヤーを抱える企業にとって、人権デュー・ディリジェンスの実効性に係る重大な課題**である。

そこで、自社のサステナビリティの実施状況を第三者の視点で客観的に評価する方法の検討を開始した。2024年度も引き続き調査を継続し、その有効性を確認していく予定である。

①ecovadis <https://ecovadis.com/ja/>

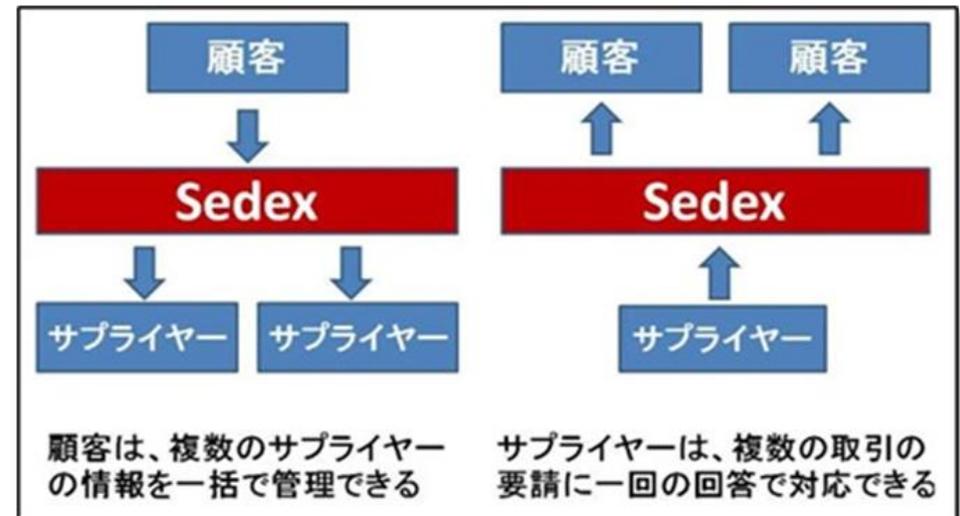
- ・サプライチェーン評価の方法は、Sedex（右図）と同じ形態。**ecovadisはサプライヤーから提出された回答書の評価・分析を行うスタッフが常駐し、評価を実施するため、顧客側での評価の手間が省けるとのこと。**
- ・顧客とecovadisが協議の上、優先的に調査するサプライヤーを決定する。
- ・ecovadisの評価軸は、サプライヤーに求める証明書類（CSR報告書やISO取得状況、人権方針等）がしっかり作成・展開されているかどうか。実際の遵守状況にまでは踏み込まない。
- ・例えば、強制労働だけに限定して評価を依頼する等のオプションは無い。
- ・費用は、バイヤー、サプライヤー共に、売上金額に準じて設定（ecovadhisと協議）。サプライヤー側は一度提出すれば、他の顧客にも情報提供されるので、手間が減る（コスト低減）。

※**サプライヤーとしてecovadisの評価を受けることは、ビジネスチャンスに繋がります。今後の諸外国の規制次第では、ビジネスチャンス喪失にも繋がりがかねない。**

（2024.05.15 13:00-14:00@ecovadisオフィスにて面談）

②Sedex <https://www.sedex.com/ja/>

Sedex社は、**サプライチェーン評価が可能な世界最大のデータ・プラットフォームを使用することで、持続可能なビジネスの実践を記録、分析、共有、報告を可能**にしている。世界最大の電子オンラインプラットフォーム、グローバル基準のCSR自己評価アンケート、Sedex独自の監査スキーム（SMETA）等を提供しており、会員は、電子プラットフォーム上で自社のCSR自己評価アンケート結果や監査結果を共有することができる。こうすることで、重複するアンケートや監査を軽減し、社会・環境面に配慮した事業活動を推進していくことを目指している。



CSR委員会の活動方針の検討と合意



	2024年度			2025年度			
	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
STEP1-1 : 人権方針策定フォロー	● セミナー①						
STEP1-2 : 人権DD取組フォロー		● セミナー② (SolarWeek)	● セミナー③	● 公表① アンケート			● セミナー④ アンケート
STEP2 : 第三者機関評価フォロー	→						

取組の原則

- 人権方針と調達に関する行動指針をセットで準備し、公表できる形にする。
- 自分たちもその方針に従って行動していることを宣言する。
- 一次サプライヤーに対して調達指針を出し、その指針に基づいて人権問題に取り組むように要請。
- 一次サプライヤーが二次サプライヤーに対しても同様の要請を行いCSR調査で完結させる⇒毎年調査実施
- 人権デューデリジェンスの取り組みフォローを行い、調達指針がその要件を満たしていることを確認。

JPEAホームページへのCSRサイトの改訂

現在は、各社が公表している人権尊重の取り組みページのリンクのみ掲示してるが、統一フォームを作成し各社の情報を記入して、各社の取組が一目で分かる様にリニューアル準備中。

会員各社の人権方針

※会員各社の取組を順次公表していきます。

- > シャープ株式会社 [🔗](#)
- > パナソニック株式会社 [🔗](#)
- > リーptonエナジー株式会社 [🔗](#)
- > サンテックパワージャパン株式会社 [🔗](#)
- > 京セラ株式会社 [🔗](#)
- > 株式会社日本エコシステム [🔗](#)
- > LONGi Solar Technology株式会社 (企業行動規範) ※英文 [🔗](#)
- > LONGi Solar Technology株式会社 (サプライヤー行動規範) ※英文 [🔗](#)
- > 東急建設株式会社 [🔗](#)
- > トリナ・ソーラー・ジャパン株式会社 [🔗](#)
- > 積水化学工業株式会社 [🔗](#)
- > ソーラーフロンティア株式会社 [🔗](#)
- > 株式会社エクソル [🔗](#)
- > ハンファジャパン株式会社 [🔗](#)
- > 長州産業株式会社 [🔗](#)
- > 一般財団法人 電力中央研究所 [🔗](#) ※2024年10月末時点(15社)

企業名	〇〇株式会社 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
人権方針	本方針は、〇〇株式会社の経営理念に基づいて、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
調達方針	〇〇株式会社では、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
その他取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 人権方針の見直し https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 人権デュー・デリジェンスの実施 (PDCAサイクル) https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 救済メカニズムの構築とメンテナンス https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf ステークホルダーエンゲージメント https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf <p>※左表の各項目名やURLはイメージです。</p>

各社関連サイトへ

その他取り組みについて、下記にも言及を検討。

- ・人権・労働に関する取り組み
- ・人権デュー・デリジェンス取り組み
- ・救済メカニズム等

企業名	〇〇株式会社 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
人権方針	本方針は、〇〇株式会社の経営理念に基づいて、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
調達方針	〇〇株式会社では、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
その他取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 人権方針の見直し https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 人権デュー・デリジェンスの実施 (PDCAサイクル) https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 救済メカニズムの構築とメンテナンス https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf ステークホルダーエンゲージメント https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf

各社関連サイトへ

企業名	〇〇株式会社 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
人権方針	本方針は、〇〇株式会社の経営理念に基づいて、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
調達方針	〇〇株式会社では、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
その他取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 人権方針の見直し https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 人権デュー・デリジェンスの実施 (PDCAサイクル) https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 救済メカニズムの構築とメンテナンス https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf ステークホルダーエンゲージメント https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf

各社関連サイトへ

企業名	〇〇株式会社 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
人権方針	本方針は、〇〇株式会社の経営理念に基づいて、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
調達方針	〇〇株式会社では、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
その他取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 人権方針の見直し https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 人権デュー・デリジェンスの実施 (PDCAサイクル) https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 救済メカニズムの構築とメンテナンス https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf ステークホルダーエンゲージメント https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf

各社関連サイトへ

企業名	〇〇株式会社 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
人権方針	本方針は、〇〇株式会社の経営理念に基づいて、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
調達方針	〇〇株式会社では、 https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf
その他取り組み	<ol style="list-style-type: none"> 人権方針の見直し https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 人権デュー・デリジェンスの実施 (PDCAサイクル) https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf 救済メカニズムの構築とメンテナンス https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf ステークホルダーエンゲージメント https://www.***.co.jp/humanrights/2023/09/****.pdf

各社関連サイトへ

令和6年度計画（令和6年7月改定）

CSR委員会	
活動方針	<p>①レベル別対策：（○…実施済、▲…検討・調査中、×…未着手） 人権方針×、DD×：人権方針の策定・公表を促進するアクション検討と実施。 人権方針○、DD×：初動として、サプライチェーン作成を促進するアクション検討と実施。 人権方針○、DD▲：DD実施上懸念点を払拭するケーススタディ的な対策（セミナー含む）の検討と実施・開催 人権方針○、DD○：ベストプラクティスの会員企業への情報共有（セミナー開催） ⇒定期的なアンケートの実施による活動の成果確認とフィードバック（改定で追加）</p> <p>②セル・モジュールメーカーの課題の深堀調査の検討と実施 ⇒各社の事情に合わせたフォロー検討の為（JPEAが取り組むべき活動の目標の確認の意味も含む）</p> <p>③JPEAホームページへのCSR専用サイトコンテンツの充実</p> <p>④人権ガイドスのメンテナンス</p>

令和6年度スケジュール

	2024			2025									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
CSR委員会		①		②			③			④		⑤	⑥
①レベル別対策セミナー：（○…実施済、▲…検討・調査中、×…未着手） 1)人権方針×、DD×：人権方針の策定・公表を促進するアクション検討と実施。 2)人権方針○、DD×：初動として、サプライチェーン作成を促進するアクション検討と実施。 3)人権方針○、DD▲：DD実施上懸念点を払拭するケーススタディ的な対策（セミナー含む）の検討と実施・開催 4)人権方針○、DD○：ベストプラクティスの会員企業への情報共有（セミナー開催） 5)全レベル：強制労働規制に係る国内外の動向（セミナー開催）							1)	3) 4) 5)		3)			2)
②セル・モジュールメーカーの課題の深堀調査の検討と実施 ⇒各社の事情に合わせたフォロー検討の為（JPEAが取り組むべき活動の目標の確認の意味も含む）													
③JPEAホームページへのCSRサイトの改訂													
④人権ガイドスのメンテナンス													
⑤人権方針公表／DD実施状況に関するアンケート実施と公表検討													

（公表可能なものから順次リニューアル）

※2025年4月公表を検討

ご清聴ありがとうございました。

本日の一連の講演をご視聴いただき、興味を持たれた場合は、JPEAへの加入のご相談も含め、下記までご連絡いただければ幸いです。

一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

山谷 宗義 (muneyoshi.yamatani@jpea-pv.jp)